

長浜市告示第292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者の住所の変更の届出があったので、同条第4項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条の2第4項の規定に基づき告示する。

令和8年6月11日

長浜市長 浅見 宣義

指定納付受託者の名称及び変更後の住所	株式会社トラストバンク 代表取締役 大井 潤 東京都港区北青山二丁目14番4号
変更のある日	令和8年7月21日
指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類	株式会社トラストバンクが提供する汎用電子申請システムを利用した行政手続等に関する使用料、手数料及び雑入